

生活保護法医療扶助等診療報酬明細書点検・分析事業
長期継続（概算契約）募集要項

令和 7 年 12 月

大阪市

(事務局)

大阪市福祉局生活福祉部保護課
〒530-8201
大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 2 階
Tel 06-6208-8021

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課

〒530-8201
大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 6 階
Tel 06-6208-7986

1 事業内容に関する事項

1 事業の目的と概要

本事業は、生活保護法の医療扶助（以下「生活保護」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の医療支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療費（精神通院医療、更生医療及び育成医療。以下「自立支援医療」という。）、児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費（以下「小児慢性特定疾病医療」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律の特定医療費（以下「指定難病」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の結核医療（以下「結核医療」という。）における診療報酬請求について、給付等の適正を期すため、業務委託により診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の内容点検やレセプト情報を利用した分析を行うものである。

2 業務の範囲

（1）委託業務名称

生活保護法医療扶助等診療報酬明細書点検・分析事業長期継続（概算契約）

（2）委託期間

令和8年4月1日（水）～令和11年9月30日（日）

ただし、業務の内容によって期間が異なるため後述の業務内容を確認すること。

（3）対象となるレセプト

生活保護レセプト（法別番号12）、中国残留邦人等支援給付レセプト（法別番号25）、自立支援医療レセプト（法別番号15・16・21）、小児慢性特定疾病医療レセプト（法別番号52）、指定難病レセプト（法別番号54）及び結核医療レセプト（法別番号10・11）

なお、レセプトデータのレイアウトについては社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）から提供された状態で提供する。

（4）点検場所及び点検機器

受託業者内にて実施し、点検にかかる機器及びプリンター等の周辺機器については、全て受託業者にて用意すること。

（5）業務内容

以下の事業内容はあくまでも本市が想定しているものであるため、この内容に限らず事業目的をより効果的に達成できる手法を積極的に提案すること。

本事業で委託する業務の概要は次のとおりとし、詳細については仕様書を確認すること。

ア 実施機関で資格審査を行ったレセプト等に係る事後処理業務

◆生活保護、中国残留邦人等支援給付

各区保健福祉センター、緊急入院保護業務センター及び福祉局保護課（以下「各実施機関」という。）において実施するレセプトの資格審査の結果を生活保護等版レセプト管理システム（以下「レセ管システム」という。）に入力を行い、内容点検によるものと併せて再審査請求等後続事務を行うこと。

業務の対象期間は令和11年2月基金審査分までとする。

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療

本市が実施する資格点検（支払基金から提供されたレセプト情報と交付済みの受給者証情報との突合）等により、再審査請求を決定したレセプトについては、業務概要に従い、内容点検によるものと併せて再審査請求を行うこと。

イ レセプトの内容点検及び支払基金への再審査請求業務

仕様書に従い、レセプトの内容点検を行い、アの結果と併せて支払基金に對して再審査請求を行う。

業務の対象期間は令和11年2月基金審査分までとする。

ウ 指定医療機関個別指導に係るレセプト分析業務

◆生活保護

仕様書に従い、レセプトの分析を行い、本市に對して報告を行う。

業務の対象期間は令和11年3月までとする。

エ 指定医療機関個別指導に係るレセプト調査業務

◆生活保護

仕様書に従い、レセプトの分析を行い、本市に對して報告を行う。

業務の対象期間は令和11年3月までとする。

オ 支払基金からの返付依頼書による返戻作業

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療

仕様書に従い、返付依頼書による返戻作業を行う。

カ 原本管理台帳の作成

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療

更生医療、精神通院医療、育成医療、小児慢性特定疾病、指定難病及び結核医療分に分けて作成し、レセプトの原本性を明確にし、再審査請求等を行った場合には、その実施時期や結果の管理を行う。

キ レセプト情報及び再審査情報に係る報告業務

本市が提供するレセプト情報やイで行った再審査請求の結果情報を、各レセプト単位で確認し、分析を行い本市に対して報告すること。

なお、報告資料については原則、各実施機関単位での内訳を作成する事が可能なように作成すること。

業務の対象期間は、令和 11 年 2 月基金審査分までとする。ただし、再審査請求の結果情報を含むレセプト情報に対する結果報告については、令和 11 年 9 月までを行うこと。

ク 診療報酬予測分析業務

◆生活保護

仕様書に従い、レセプトの分析を行い、本市に対して報告を行うこと。

業務の対象期間は令和 11 年 3 月までとする。

ケ 被保護者健康管理支援事業に係る分析業務

◆生活保護

仕様書に従い、レセプトの分析を行い、本市に対して報告を行うこと。

業務の対象期間は令和 11 年 3 月までとする。

コ 発注者システムへの取込用データ作成業務

◆小児慢性特定疾病医療及び指定難病

業務概要に従い、レセプト電子データから作成対象となるデータを抽出・加工し、本市システムへの取込用データの作成を行う。

業務の対象期間は令和 11 年 2 月基金審査分までとする。

2 契約条件等に関する事項

1 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

2 委託金額等

各単価額（出来高額以外）の提案に基づく見積額、及び出来高の見積額の合計をもって業務委託料（予定総額）とする。

(1) 各単価額（出来高額以外）の提案に基づく見積の上限額
上限額は次のとおり（消費税及び地方消費税を含む）。
なお、税率の変更等に伴い、上限額が変更になる可能性がある。

契約期間分総額：217,470,000円

【参考】単年度（総額/3）：72,490,000円

(2) 各単価額（出来高額以外）の提案及び見積方法

見積額については、「参加申請関係書類（様式3-1）」により提案すること。
ただし、「2-2-(1) 各単価額（出来高額以外）の提案に基づく見積の上限額」により示した額を超えることはできない。

(3) 出来高額の見積方法

出来高の見積額については、「4 提案事項（5）出来高額」の事項に基づき、「参加申請関係書類（様式3-2）」により提案すること。

3 費用分担

受託業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

4 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。

ただし、「大阪市契約規則」第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

3 業者選定にあたっての手続き等に関する事項

1 企画提案書の作成及び提出期限

「4 提案事項」に基づく企画提案書を作成し、令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）の午前10時から午後5時まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

なお、提出は持参に限り、提出期限を越えた場合は、一切受けない。

2 提出場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所2階北側
大阪市福祉局生活福祉部保護課（医療グループ）

3 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者に該当しないこと。
- ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ③ 令和 7・8・9 年度本市入札参加資格者名簿に登録している者については、参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ④ 令和 7・8・9 年度本市入札参加資格者名簿に登録されていない者については、参加申請時において、引き続いて 1 年以上営業等を行っており、かつ納税義務者にあっては、消費税及び地方消費税並びに市町村民税及び固定資産税を完納していること（本市に納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を完納していること）。
- ⑤ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- ⑥ ISO/IEC27001、JISQ27001 の認証を受けていること。
- ⑦ 個人情報の保護に関する内部規定を設けていること。
- ⑧ 本市が提供するレセプトデータ（月約 2 GB）を蓄積できる環境があること。
- ⑨ 安全にレセプトデータを保存できる環境（災害時のバックアップ等）があること。
- ⑩ 社員に対して個人情報保護に関する研修を実施していること。
- ⑪ 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託事業を実施できること。
- ⑫ 令和 4 年度以降、地方公共団体が発注する社会保険診療報酬支払基金が審査対象とする公費負担医療又は健康保険のレセプト内容点検事業について、応募時点まで継続して受託し、かつ契約履行実績を有すること。（契約履行実績については、業務が完了しているものに限る。なお、現在履行中の受託事業については、3 年以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める）。

4 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 法人選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

4 提案事項

次の（1）から（8）までの項目について提案を行うこと。

提案は具体的に行い、企画提案書については様式等を添付すること。

（1） レセプト内容点検の実施方法について

- ・ 生活保護、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療を取り巻く情勢や診療報酬に関する認識
- ・ 本事業に対する基本姿勢
- ・ 点検レベルの向上策及び平準化の方法
- ・ レセプト内容点検の実施実績
- ・ 事業実施体制

（2） レセプト内容点検の確実性・網羅性について

- ・ 限られた期間内に全てのレセプトを正確に点検する具体的な方法
- ・ 縦覧点検・横覧点検・突合点検の実施方法
- ・ 全件点検を実施したことの証明方法

（3） 目標数値の設定及び過去の実績について

ア 再審査請求件数及び返戻・査定件数に関する目標設定

（ア） 内容点検の依頼件数に対する、再審査請求率の目標数値を設定すること。

$$\text{再審査請求率} = (\text{再審査請求件数} / \text{点検件数}) \times 100 (\%)$$

【目標数値の下限】

◆生活保護及び中国残留邦人等支援給付：4.0%

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療：2.0%

（イ） 返戻・査定率の目標数値を設定すること。

$$\text{返戻・査定率} = ((\text{返戻件数} + \text{査定件数}) / \text{再審査請求件数}) \times 100 (\%)$$

【目標数値の下限】

◆生活保護及び中国残留邦人等支援給付：36.0%

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療及び指定難病：50.0%

※ 自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療と生活保護の併用レセプトにおける生活保護部分の再審査請求件数及び査定件数については、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療の実績のみに計上すること。

イ 査定額及び返戻金額に関する目標設定

提出する事業の受託実績調書に基づき作成すること。

- (ア) 再審査請求を行った結果について目標数値を設定すること。

【目標数値の下限】

◆生活保護及び中国残留邦人等支援給付

査定額 当初請求額の 0.12%

返戻金額 当初請求額の 0.18%

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療

査定額 当初請求額の 0.035%

返戻金額 当初請求額の 0.028%

※1 自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療と生活保護の併用レセプトにおける生活保護部分の査定額及び返戻金額については、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療の実績のみに計上すること。

※2 当初請求額は、支払基金から受領したレセプトの確定金額とすること。
ただし、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療と生活保護の併用レセプトにおける生活保護部分については、自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療にのみ計上し、生活保護は単独レセプトのみの確定金額を計上すること。

ウ 目標数値の設定に係る共通事項

- (ア) 目標数値の達成については、月単位で検証すること。

- (イ) 査定実績については支払基金から受領する再審査請求結果について、再審査請求を行ったレセプトと突き合わせて報告すること。

- (ウ) 実績の評価については、支払基金に対して再審査請求情報を送付した月の4か月後までに受領する再審査請求結果で行うこととする。

(例：4月に基金に対して送付したものは8月までに受領する結果を基に実績の評価を行う)

- (エ) 返戻・査定率については、評価を行う時点で受領している再審査請求結果を基に、次のとおり算出すること。

$$(返戻件数 + 査定件数) \div (再審査請求結果件数)$$

※ いずれも受領している結果に含まれる件数に限る。

エ 令和4年4月1日から令和8年1月31日までの期間における、支払基金が審査対象とする公費負担医療又は健康保険のレセプト内容点検事業受託時の実績及び当初目標数値（設定していた場合のみ）を、「事業の受託実績調書」に基づき、月ごとに記載すること。

(ア) 再審査請求率

$$\text{再審査請求率} = (\text{再審査請求件数} / \text{点検件数}) \times 100 (\%)$$

(イ) 返戻・査定率

$$\text{返戻・査定率} = (\text{返戻件数} + \text{査定件数} / \text{再審査請求件数}) \times 100 (\%)$$

(ウ) 金額の査定率

$$\text{金額の査定率} = (\text{査定金額} / \text{当初請求額}) \times 100 (\%)$$

(エ) 金額の返戻率

$$\text{金額の返戻率} = (\text{返戻金額} / \text{当初請求額}) \times 100 (\%)$$

(4) 単価額

前記2-2-(2)により各単価額を提案すること。

(5) 出来高額

次のとおり出来高額を提案すること。

- ・ 再審査請求率及び返戻・査定率の目標数値に係る出来高額は、目標を達成した月の再審査請求件数に出来高単価を乗じた金額で提示すること。
- ・ 出来高単価には消費税を含むこと。
- ・ 再審査請求率及び返戻・査定率の目標数値に係る出来高部分の出来高単価の上限（税込み）は、再審査請求率及び返戻・査定率の目標数値のうち、一方のみ達成できた場合は4.4円とし、両方とも達成できた場合は26.4円とする。
- ・ 査定額及び返戻金額の目標数値に係る出来高額は、査定額に一定の割合を乗じた金額として提示すること。
- ・ 査定額及び返戻金額の目標数値に係る出来高部分の上限割合は、査定額及び返戻金額の目標値のうち、査定額のみ達成できた場合は5%、返戻金額のみ達成できた場合は2%、両方とも達成できた場合は10%とする。

◆生活保護及び中国残留邦人等支援給付

- ・ 査定率が25%未満であった月及び再審査請求率が2.5%未満であった月について、全ての出来高額について一切請求できないものとする。

◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療

- ・ 査定率が30%未満であった月及び再審査請求率が1.25%未満であった月について、全ての出来高額について一切請求できないものとする。

(6) レセプト情報に基づく報告資料について

◆生活保護及び中国残留邦人等支援給付

- ・ 仕様書上の本市に対して行う各種報告の具体的な内容・様式等を提案すること。
 - ・ 今後の制度改正等を踏まえ、本市からの要請（照会項目や頻度等）に応じたレセプトデータの報告について、より機動的で実効性の高い方法を提案すること。
 - ・ 再審査請求の対象とはならないが、受診行動等を見直すことにより、生活保護の給付の適正化が見込まれる内容・様式等について、報告の頻度やサイクルを含め提案すること。
 - ・ 第三者行為診療報酬額の集計については、交通事故分とそれ以外の診療行為を分ける効果的な抽出方法を提案すること。
 - ・ その他、提供可能と考えている資料及びデータ、提供方法について提案すること。
- ◆自立支援医療、小児慢性特定疾病医療、指定難病及び結核医療
- ・ 仕様書上の本市に対して行う各種報告の具体的な内容・様式等を提案すること。
 - ・ その他、提供可能と考えている資料・データ、提供方法を提案すること。

(7) レセプト情報を基にした分析について

◆生活保護

- ・ 診療報酬予測分析については、過去と将来における本市の診療報酬の動向を考慮し、本市における診療報酬の推移を、どのような方法を用いて試算分析し、またその妥当性をどのように証明できるかを提案すること。
なお、試算分析に係る期間についてもあわせて提案すること。
- ・ 被保護者健康管理支援事業に係る分析業務については、特定（特徴のある）の症状・傷病等のある対象者の抽出や活用範囲が多様な利便性のあるデータの抽出方法等について、効率的で効果的な支援を提案すること。
- ・ その他、生活保護の給付の適正化に向けて、効果が高いと見込まれる分析がある場合は、提案すること。

5 提出書類及び部数

書類	部数
公募型企画プロポーザル参加申請書【様式1】	1部
事業の受託実績調書【様式2】	1部
企画提案書（うち1部には押印必要）	9部
企画提案書（業者名の特定できないもの）	3部
見積書【様式3】	1部
申請内容確認書（実印押印要）【様式4】	1部
印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行：写し不可）※ 使用印鑑届※【様式5】	1部
税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書※ (提出日前3か月以内に発行されたもの、写し可) ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。	1部
最近2ヵ年度分の市町村民税及び固定資産税の納税証明書※ (提出日前3か月以内に発行：写し可) ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。	1部
会社概要（業者名の特定できるもの）	9部
会社概要（業者名の特定できないもの）	3部
一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、またはISO/IEC27001、JIS Q 27001の認証を受けていることが証明できる書類	1部
個人情報の保護に関する内部規定	1部

(注) ただし、※印の書類4点については、3、3「参加資格」の③における「令和7・8・9年度本市入札参加資格者名簿に登録している者」に該当する場合は、省略できるものとする。

(注) 企画提案書については、持参により提出した後、電子メールでも提出すること。【提出先アドレス：fa0021@city.osaka.lg.jp】

6 提出書類の様式

A4、横書きでの作成を原則とする。ただし、既存資料等を利用する場合は、この限りではない。

7 選定基準・方法

- 1 本企画提案の選定については、生活保護法医療扶助等の診療報酬明細書に係る点検・分析業務委託事業者選定会議において行う。
- 2 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書を審査する。
- 3 選定基準は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に定める。
 - ・ レセプト内容点検の実施方法について 20 点
 - ・ レセプト内容点検の確実性・網羅性について 15 点
 - ・ 目標数値の設定及び過去の実績について 20 点
 - ・ 単価額及び出来高額について 15 点
 - ・ レセプト情報に基づく報告資料及び分析について 30 点
- 4 上記選定基準によって審査を行い、最も優れた提案者を契約の相手方として決定する。なお、合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、最も見積金額が低い提案者を契約の相手方として決定する。

8 企画提案内容の説明等

企画提案の内容に不明な点がある場合は、別途、応募事業者にヒアリングを行うこともある。また、必要があると認めるときは、応募事業者に企画提案内容の説明（プレゼンテーション）を求めることがある。

9 提案に対する費用、条件等

- 1 企画提案書等の作成費は応募者の負担とする。
- 2 提出された企画提案書及びプレゼンテーションの場で表明された内容については、契約の基本方針となるので、実現が確約されることのみ表明されたい。選定後であっても提案された内容に変更があった場合は採用を取り消すことがある。
- 3 その他、法令違反や不正行為等、大阪市福祉局において不適当と認める事象があった場合は選定を取り消すことがある。
- 4 採用された提案書は「大阪市情報公開条例（条例第 24 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人等の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。

- 5 すべての企画提案書は返却しない。
- 6 提出された企画提案書は、選考・業者選定の用途以外に使用しない。
- 7 期限後の提出、期限後の差替え等は認めない。
- 8 提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該提案書を無効とする。
- 9 申請後に大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた場合についても当該提案書を無効とする。
- 10 選定は1事業者とし、採否については、文書で通知する。
- 11 大阪市暴力団排除条例を遵守することとする。
- 12 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守することとする。
- 13 大阪市個人情報保護条例を遵守することとする。
- 14 当該業務委託を受託期間中は、並行して医療機関の請求事務を請負わないこと。

10 スケジュール

令和7年 12月15日（月）	募集要項公示 質問受付開始
12月19日（金）	質問受付終了
12月26日（金）	ホームページへ質問の回答を公表
令和8年 1月13日（火）	企画提案書提出受付開始
1月16日（金）	企画提案書提出締め切り
1月下旬	
～2月中旬	事業者選定会議
2月下旬	選定結果の通知
4月1日（水）	委託契約締結、業務開始

11 事務局（問い合わせ先）

大阪市福祉局生活福祉部保護課（医療グループ）

〒530-8201

大阪市北区中之島1－3－20 大阪市役所2階北側

TEL 06-6208-8021

E-Mail fa0021@city.osaka.lg.jp

担当 北山・井上